

負担限度額認定が非該当になる方へ～課税層に対する特例減額措置～

住民税課税世帯の方や配偶者が住民税課税の方は、原則、介護保険施設の食費・居住費の負担軽減（負担限度額認定）の対象とはなりません。ただし、下記の①～⑥の条件を全て満たす場合には、その旨を申請することで「**特例減額措置**」を受けることができます。特例減額措置を受けると、食費又は居住費（もしくはその両方）に、負担限度額第3段階②の限度額が適用されます。

①世帯員が2人以上いること

- ・ 属する世帯の構成員の数が2以上であること
- ・ ※ 配偶者が同一世帯内に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上。
- ・ ※ 施設入所により世帯が分かれた場合もなお同一世帯とみなします。②から⑥も同様。

②介護保険施設に入所していること

- ・ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること
- ・ ※ 介護保険施設とは、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護医療院のことを指します。
- ・ ※ ショートステイは含みません。

③前年の収入が施設利用料を大きく上回らないこと

- ・ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額。）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下であること

④資産が基準額以下であること

- ・ 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下であること

⑤日常生活のため必要なもの以外の資産がないこと

- ・ 全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと

⑥介護保険料を滞納していないこと

- ・ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していないこと

特例減額措置を受けるには毎年申請が必要です。下記のことを揃え高齢者支援課に申請してください。

- ・ 申請書（介護保険負担限度額認定申請書【課税層における特例減額措置用】）
- ・ 入所する施設の施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書等の写し
- ・ 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しなど、本人及び配偶者・世帯員全員の収入を証する書類
- ・ 本人及び配偶者・世帯員全員の預貯金通帳・有価証券証書等の写し全て
- ・ 本人及び配偶者・世帯員全員が所有している不動産・自動車を確認できるもの（固定資産税の納税通知書明細、車検証、自動車税の領収書等）※新見市が課税している場合添付不要。

〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3

新見市 高齢者支援課 介護保険係 （0867-72-3148）